

○京都府自治会館管理組合個人情報保護法施行条例

(令和 5 年 2 月 27 日 条例第 3 号)

改正 令和 7 年 2 月 21 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

(手数料等)

第 3 条 法第89条第 2 項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第 4 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、京都府自治会館管理組合行政不服審査法施行条例（平成28年京都府自治会館管理組合条例第 2 号）第 2 条に規定する京都府自治会館管理組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(京都府自治会館管理組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 京都府自治会館管理組合個人情報保護条例（平成17年京都府自治会館管理組合条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の京都府自治会館管理組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第41条第1項の規定により組合に置かれた同項に規定する京都府自治会館管理組合個人情報保護審査会（以下「旧審査会」

という。)にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する旧個人情報記録された特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

6 この条例の施行前において法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員であった者が、その法人又は人の事務に関して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほかその法人又は人に対し当該各項の罰金刑を科する。

7 前3項の規定は、京都府自治会館管理組合規約（平成8年京都府指令8地第38号許可）別表に掲げる関係市町村の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（令7条例2・一部改正）

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月21日条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。